

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年四月十八日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
松伏町	令和五年五月二十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	松伏町役場駐車場
吉川市	令和五年五月二十三日及び同月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉川市役所駐車場
八潮市	令和五年五月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	八潮市民文化会館・勤労福祉センター専用駐車場
三郷市	令和五年六月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市文化会館駐車場
	令和五年六月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市鷹野文化センター駐車場
	令和五年六月五日及び同月六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所駐車場

神川町	令和五年六月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	神川町役場北側車 庫
寄居町	令和五年六月八日及び 同月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	寄居町役場駐車場
上里町	令和五年六月十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	旧上里町中央公民 館駐車場
本庄市	令和五年六月十三日か ら同月十五日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市役所前庭駐 車場
	令和五年六月十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市児玉文化会 館（セルデイ）駐 車場
美里町	令和五年六月十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	美里町役場東側駐 車場
深谷市	令和五年六月二十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所花園公 民館駐車場
	令和五年六月二十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所岡部公 民館駐車場
	令和五年六月二十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所川本総 合支所駐車場
	令和五年六月二十三日 及び同月二十六日から 同月二十八日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷公民館第二駐 車場

			鴻巣市						上尾市
令和五年七月二十八日	令和五年七月二十七日	令和五年七月二十四日から同月二十六日まで	令和五年七月七日	令和五年七月六日	令和五年七月五日	令和五年七月四日	令和五年七月三日		
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
鴻巣市川里農業研修センター敷地内	鴻巣市吹上地域体育施設（コスモスアリーナふきあげ）敷地内	鴻巣市役所敷地内	上尾市大石支所西側駐車場	上尾市平方支所駐車場	上尾市原市支所・保育所北側駐車場	上尾市文化センター第二駐車場	上尾市上平公園南口駐車場		